

資料 2

令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（いじめの状況等詳細版）

1 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) いじめを認知した学校数 ※（ ）内は前年度

315校（309）〔小 180（182） 中 86（87） 高 39（33） 特 10（7）〕

(2) 警察に相談・通報した学校数・件数 ※（ ）内は前年度

件数 32件（21）〔小 3（4） 中 17（12） 高 11（5） 特 1（0）〕

(3) いじめの現在の状況

	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	1,539	488	2	2,029
中学校	918	264	2	1,184
高等学校	170	76	11	257
特別支援学校	36	20	1	57
計	2,663	848	16	3,527

(4) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特	合計
R3	238	252	295	296	403	220	372	255	128	75	67	12	37	2,650
R4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152
R5	247	349	351	373	391	318	680	314	190	131	75	51	57	3,527

(5) いじめの発見のきっかけ

	学校の教職員等が発見（1011件）						学校の教職員以外からの情報により発見（2,141件）							合計
	学級担任以外が発見	学級担任が発見	養護教諭が発見	スクールカウンセラー等の相談員が発見	アンケート調査など学校の取組により発見	本人からの訴え	当該児童生徒の保護者からの訴え	児童生徒（本人を除く）からの情報	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	地域住民からの情報	学校以外（相談機関を含む）からの情報	その他（匿名による投書など）		
R4	小	373	151	21	4	15	557	523	240	49	3	13	5	1,954
	中	107	165	36	0	38	305	164	111	21	0	13	10	970
	高	7	2	4	2	77	71	21	11	3	0	1	0	199
	特	4	3	0	0	2	16	2	1	1	0	0	0	29
	計	491	321	61	6	132	949	710	363	74	3	27	15	3,152
R5	学校の教職員等が発見（1143件）						学校の教職員以外からの情報により発見（2,384件）							
	小	371	125	13	3	15	713	525	198	37	15	12	2	2,029
	中	209	206	36	2	42	365	179	109	19	7	10	0	1,184
	高	5	6	2	2	84	98	22	26	10	0	0	2	257
	特	9	10	0	0	3	26	4	3	0	0	1	1	57
計	594	347	51	7	144	1,202	730	336	66	22	23	5	3,527	

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況（複数回答）

		学級担任に相談	学級担任以外の教職員に相談	養護教諭に相談	スクールカウンセラー等の相談員に相談	学校以外の相談機関に相談	保護者や家族等に相談	友人に相談	その他(地域のするなど)	誰にも相談していない	合計
R 4	小	1,363	192	132	86	8	696	114	10	168	2,769
	中	623	201	73	16	29	231	56	1	81	1,311
	高	132	45	36	10	2	50	35	0	9	319
	特	24	3	0	0	0	3	1	1	0	32
	計	2,142	441	241	112	39	980	206	12	258	4,431
R 5	小	1,520	183	118	32	11	695	72	12	125	2,768
	中	863	272	118	27	10	331	126	5	117	1,869
	高	178	99	33	14	3	67	53	1	27	475
	特	37	11	4	2	1	12	1	0	7	75
	計	2,598	565	273	75	25	1,105	252	18	276	5,187

(7) いじめの態様（複数回答）

		冷やかしの言われ文句、嫌いな	仲間無視をされ、集団による	遊ぶふりをつかかられたり、蹴られたり、蹴られたり	軽くたたくふりから蹴られたり	ひどくぶつかり、蹴られたり	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗り、捨てられたり	金品を隠されたり、盗り、捨てられたり	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり	で、ひぼうや携帯電話等を傷や嫌	その他	合計
R 4	小	877	118	466	379	15	170	339	67	214	2,645		
	中	460	45	147	123	5	58	184	142	89	1,253		
	高	130	32	17	6	2	6	10	33	23	259		
	特	18	3	5	3	0	1	4	6	3	43		
	計	1,485	198	635	511	22	235	537	248	329	4,200		
R 5	小	882	162	670	172	25	165	370	73	111	2,630		
	中	597	85	183	149	8	56	229	151	39	1,497		
	高	143	40	20	13	7	8	17	34	34	316		
	特	31	7	12	7	0	2	7	10	2	78		
	計	1,653	294	885	341	40	231	623	268	186	4,521		

(8) いじめの対応状況

① いじめる児童生徒への特別な対応（複数回答）

		相談員がカウンセラー等を行った。	校長、教頭が指導した。	別室指導した。	学級替えをした。	退学・転学		停学	出席停止	・自宅学習 ・自宅謹慎	訓告	保護者への報告	導のいじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指	関係機関等との連携							合計
						懲戒処分としての退学	その他							警察等の刑事司法機関等との連携	児童相談所等の福祉機関	連病院等の医療機関等との連携	関との連携	その他の専門的な関係機関	地域の人材や団体等との連携		
R 4	小	59	188	8	0	0	0	-	0	-	0	1,605	1,372	4	5	10	11	6	3,268		
	中	27	34	4	0	0	0	-	0	-	0	840	692	25	9	10	9	1	1,651		
	高	8	11	1	0	0	1	11	-	2	5	89	25	4	1	5	1	0	164		
	特	2	0	4	0	0	0	1	-	3	2	23	10	0	2	0	0	0	47		
	計	96	233	17	0	0	1	12	0	5	7	2,557	2,099	33	17	25	21	7	5,130		
R 5	小	40	366	16	0	0	0	-	0	-	0	1,926	1,638	14	23	10	18	10	4,061		
	中	14	14	6	0	0	0	-	0	-	0	1,102	897	15	13	7	7	2	2,077		
	高	12	16	2	0	0	0	31	-	0	8	139	56	6	0	2	3	0	275		
	特	9	2	2	0	0	0	3	-	0	3	47	24	3	1	0	0	0	94		
	計	75	398	26	0	0	0	34	0	0	11	3,214	2,615	38	37	19	28	12	6,507		

② いじめられた児童生徒への特別な対応（複数回答）

		カウンセラー等の相談員が行った。	別室を確保し、心身の安全を確保した。	別室を確保し、心身の安全を確保した。	緊急避難として欠席させた。	職員等が家庭訪問を実施した。	年度途中に学級替えをした。	連携して対応した。	当該いじめについて、委員会と関係機関と連携して対応した。	児童相談所等との関係機関と連携して対応した。	合計
中	39	60	2	88	0	65	15	269			
高	27	10	2	11	0	5	3	58			
特	1	8	0	0	0	0	2	11			
計	135	159	7	229	0	276	38	844			
R 5	小	47	46	2	128	0	99	17	339		
	中	35	47	4	84	0	53	6	229		
	高	34	6	1	16	0	31	3	91		
	特	9	4	0	0	0	0	0	13		
	計	125	103	7	228	0	183	26	672		

(9) いじめ防止対策推進法について（※令和6年3月31日時点の状況）

① いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

- ・ 島根県は策定済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
策定済（19） 策定に向けて検討中（0） 策定するかどうかを検討中（0）
策定しない（0）

② いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

- ・ 島根県は条例により設置済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
条例による設置（17）
条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置（2）
設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

③ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

〈島根県〉

ア 教育委員会の附属機関

島根県は条例により設置済

イ 地方公共団体の長の附属機関（法第30条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

ウ 地方公共団体の長の附属機関（法第31条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

〈島根県19市町村の状況（単位：市町村）〉

ア 教育委員会の附属機関

設置済（19） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

イ 地方公共団体の長の附属機関

設置済（18） 設置に向けて検討中（1） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）